



危ない！

スマホの利用は安全に！

■ 「歩きスマホ」は「危険」ということを自覚して！

- ・ 車や自転車、他の歩行者との接触事故
- ・ 駅のホームでの列車への接触、転落
- ・ ひったくりや盗撮、ちかんなどの犯罪被害
- ・ 危険な場所にうっかり侵入

■ いつも周囲への注意と気配りを忘れずに！

■ 個人情報の取扱いやプライバシーの保護にも十分注意を！

■ 自転車や車を運転しながらの操作は危険な上に法令違反！

自転車 の場合

- 運転者の遵守事項（傘差し運転等の禁止）
「交通の頻繁な道路において、傘を差す、物を持つなど安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。」
広島県道路交通法施行細則第10条第4号
（罰則）5万円以下の罰金
- 安全運転義務違反
「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」
道路交通法第70条
（罰則）3月以下の懲役又は5万円以下の罰金など

自動車・原付 の場合

- 運転者の遵守事項（運転中の携帯電話使用等の禁止）
「自動車又は原動機付自転車を運転する場合には（略）画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。」
道路交通法第71条第5の5号
（罰則）3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
違反点・1点、反則金・普通車6千円など
- 過失運転致死傷（交通事故を起こした場合）
「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する。」
自動車運転死傷行為処罰法第5条
※ 人の死傷がない場合でも、安全運転義務違反などが適用される場合があります。



広島県警察



ルールを守って
楽しく利用して
ください！